TKC コンピュータ会計

事務所通信

今月のことば

困難な挑戦ほど
果実は大きい

石村和彦
（旭硝子会長）

会　計　決算日の前後にやるべきこと　2

経　営　平成29年5月30日
すべての事業者に個人情報保護法が全面適用されます　4

税　務　こんなときは貼る？ 貼らない？ 領収書等の印紙税　6

コラム　外国人にもわかりやすく！ 新たな地図記号　8

表紙　桜のトンネル（岩手県奥州市）

水沢競馬場のコース向正面にある桜並木は、まるで桜のトンネルのよう。毎年、開花の時期は一般開放される。

4
平成29年

会　計

決算日の前後にやるべきこと
～ 決算の基本の「き」を学ぶ⑤ ～

決算手続きでは、決算日現在の資産、負債の実在性や網羅性を確認し、確定させて信頼性のある決算書を作成しましょう。

税務届出の有無と売掛債権、たな卸資産、固定資産を確認する

今月は決算月です。決算日までにやっておかなければならない決算手続きはありますか。

翌期から税務届出の変更を行う場合、届出期限までに間に合うように届出書を提出しなければなりません。

特に、消費税の各種届出書の内、提出期限が決算日となっている届出には注意が必要です。（図表1）

来期の利益率の増減や多額の設備投資計画などは納付する消費税額に影響があるため、事前の情報提供をお願いします。

社内の手続きで、何かやるべきことはありますか。

売掛債権、たな卸資産、固定資産などの財産について、決算日までに済ませておきたい社内手続きがあります。

特に、財産が「重要な財産」に該当する場合には、取締役会や株主総会の承認が必要ですので注意してください。

❶滞留債権、不良債権への対処

回収の見込みのない債権があり、検討の結果、債権を放棄する必要がある場合には、決算日までに債権放棄の通知を発送してください。

❷死蔵品、たなざらし品の処分

処分しなければならない死蔵品やたなざらし品があれば、決算日までに廃棄しましょう。

❸固定資産の確認

固定資産台帳と現物を突き合わせし、売却や除却が必要なものがないか、確認しましょう。

図表1　提出期限が決算日（課税期間の初日の前日）となっている主な届出

選択や変更の内容	届出名
簡易課税制度を選択する	消費税簡易課税制度選択届出書
簡易課税制度の選択をやめる	消費税簡易課税制度選択不適用届出書
免税事業者から課税事業者を選択する	消費税課税事業者選択届出書
課税事業者から免税事業者に戻る	消費税課税事業者選択不適用届出書
課税期間の特例を選択又は変更する	消費税課税期間特例選択・変更届出書
課税期間の特例の適用をやめる	消費税課税期間特例選択不適用届出書
既に選定している棚卸資産の評価方法を変更する	棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書
現在の有価証券の価額の算出方法を変更する	
既に選定している減価償却の償却方法を変更する	減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

たな卸資産や固定資産については、廃棄や売却を確認できるよう写真や処分業者の領収書などの証拠資料を保存しておきます。

資産・負債の実在性・網羅性を確認し、確定する

決算月の月次決算が終われば、いよいよ決算ですね。

月次決算を12か月積み上げて一年間の決算とするので、精度の高い試算表ができあがっています。

ただ、決算手続きの基本的な考え方は、期末における財産すなわち資産・負債の一切を帳簿を離れてその実在性や網羅性を確認し、確定することにあります。

社内では、具体的にどのようなことをすればいいのですか。

貸借対照表に計上した金額に証拠力を持たせるため、預金や借入金については決算日現在の「残高証明書」を取り寄せて確認します。得意先に対して「残高確認依頼書」を発行して確認をとるのもいいでしょう。

「資産として実在しているか」だけでなく、将来のリスクに備える意味で資産としての評価の妥当性についても検討しなければなりません。

大幅な評価損が見込まれる資産がないか、確認しておきましょう。

資産・負債の勘定科目の金額を確実に確定させていくわけですね。

複式簿記による貸借対照表、損益計算書は表裏一体で作成されることになるので、貸借対照表の資産・負債の勘定科目の金額をもれなく確定させれば、総額主義の原則にしたがって損益計算書の金額も正しく表示され、当期利益も正しく計算されることになります。

貸借対照表においては ワン・イヤー・ルールに注意

決算書を作成する上で、注意する点はありますか。

貸借対照表の作成にあたっては「ワン・イヤー・ルール（１年基準）」によって分類することから、同一の取引で勘定科目が短期・長期の２つになるケースがあります。

例えば、金融機関からの長期借入金は、一年以内返済長期借入金（流動負債）、長期借入金（固定負債）に分けて計上します。計上が正しいか、返済予定表で再確認しましょう。

ここまでの確認が終わったら決算も終了ですね。

税務申告書には、勘定科目の内訳明細書を作成して添付しなければなりません。取引先の名称や住所を正しく表示する必要があります。

特に新規の取引先で売掛金や買掛金の残高がある場合は、正しい名称や住所を確認しておきましょう。

経　営　平成29年5月30日

すべての事業者に個人情報保護法が全面適用されます

情報漏えいによる損害賠償などのニュースをよく目にしますが、平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、「保有する個人情報が5,000人以下の事業者」の適用免除が撤廃されます。これによって、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになります。

そもそも「個人情報」とは何か?〜正しい理解とリスク管理を!〜

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等によって「ある特定の人物」だとわかるものです。

また、他の情報と容易に照合することで、「ある特定の人物を識別できるもの」も個人情報に含まれます。

例えば、「従業員A」の氏名と紐づけて住所、携帯電話番号、メールアドレス、家族構成等を会社が管理していれば、それらはすべて「従業員A」の個人情報になります。

一般に、図表1のようなデータを業務に利用していれば、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の義務を負います。

図表1 個人情報の例

- メールソフトのアドレス帳
- 仕事で使う携帯電話の電話帳
- ソフトウエア等でリスト化された従業員名簿や顧客台帳
- 五十音順に整理し、インデックス等を付けてファイリングした登録カード
- 本人と判別できる防犯カメラ等の映像
- 本人の氏名が含まれた音声録音
- 本人を識別できるメールアドレス
  ※suzuki-taro@sample.comなどsample社の「スズキ・タロー」とわかるなど
- 電話帳、職員録、新聞、SNS、ホームページ等で公にされた本人を識別できる情報
- 指紋、掌紋、顔の認識データ、手のひらや甲の静脈形状データなど
- 旅券番号、免許証番号、基礎年金番号
- 国民健康保険、老人医療保険、雇用保険などの被保険者証の記号、番号、符号

守らなければならない「5つのルール」

個人情報保護法では、顧客や従業員の個人情報について、①取得、②利用、③保管、④他人への提供、⑤開示、それぞれにおいて守らなければならないルールがあります。

❶ 取得のルール

個人情報を取得するときには、何に使うのか、利用目的を具体的に決めておかなければなりません（関連するアフターサービス、新商品・サービスに関するお知らせのため等）。

その利用目的は、取得の際、本人に伝えるか、あらかじめホームページや店頭などで公表する必要があります。

顧客から個人情報の利用目的を聞かれたら、正しく答えられるようにしておきましょう。

❷ 利用のルール

取得の際に、特定した利用目的の範囲内でしか個人情報を利用できません。

例えば、商品配送のために取得した顧客の住所を使って、ダイレクトメールなどの宣伝に使うことは目的外利用となります。

すでに取得した個人情報を他の目的に利用するときには、あらかじめ本人の同意が必要になります。

❸ 保管のルール

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめるときには、管理の安全性が問われます。例えば、パソコン上の電子ファイルにパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れるなどの対策が必要です。

紙媒体の場合は、鍵の付いたキャビネットなど施錠できる場所に保管します。

また、会社の保有する個人情報を、従業員が私的に使ったり、誰かに話したりすることがないように社員教育を行う必要があります。

❹ 他人への提供のルール

個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡すときは、事前に、本人の同意が必要です。

ただし、次の場合は、事前の同意がなくても、第三者への提供には該当しません。

①確定申告書の作成など、法令に基づく場合

②災害時など、人命に関わる場合で、本人から同意を得るのが困難な場合

③業務を委託する場合（商品配送のため、配送業者に住所等を渡すなど）

❺ 開示のルール

本人から自分の個人情報の開示や訂正・削除等を求められた場合は、それに応じなければなりません。また、苦情の申出先や開示請求等の方法などを本人が知り得る状態にしておくことが必要です。

適切な管理で信用を守る

個人情報保護法では、事業者や従業員が誤って個人情報を漏えいしてしまった場合でも、直ちに罰則が科せられることはありません。

しかし、企業の信用低下による取引等への影響、民事上の損害賠償請求リスク、お詫び状・謝罪広告などの事故対応費用の発生など、経営に多大な影響を与えることになります。

個人情報の取扱いルールを守って、適切な管理を行い、個人情報保護の方針を外部に開示することで、顧客からの信用を守りましょう。

改正個人情報保護法の主なポイント

❶5,000件要件が撤廃され、すべての事業者に個人情報保護法が全面適用されます。

❷指紋・顔認識データなどの身体的特徴なども個人情報に含まれることが明確化されます。

❸人種・信条・病歴など不当な差別や偏見が生じる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」と定め、原則として、取得には同意を義務づけ、同意を得ない第三者への提供が禁止されます。

❹名簿業者対策として、第三者提供にあたり、取得経緯の確認・記録の作成と保存が義務化されます。

❺不正利用を目的とした第三者提供や盗用に罰則（個人情報データベース不正提供罪）が設けられます。

税　務

こんなときは貼る？貼らない？領収書等の印紙税

受取金額が5万円以上の領収書には、記載金額に応じた収入印紙を貼る必要があります。印紙を貼る必要があるかどうか、迷ってしまったり、貼らなくてよいと誤解しているケースも見受けられます。

ケース1　「仮領収書」にも、印紙を貼る必要があるの？

例えば、営業マンが得意先で売掛金を集金した際に、受取りの証明として仮領収書を発行し、後日、正式な領収書に印紙を貼って郵送するような場合があります。仮領収書であっても、金銭の受取事実を証明するものですから、５万円以上であれば、金銭の受取書に該当するため、印紙が必要です。

ケース2　再発行した領収書にも、印紙は必要なの？

再発行した領収書にも印紙を貼る必要があります。印紙税は文書に課税されるものですから、一つの取引であっても、課税文書が数通（数回）作成されれば、それぞれに印紙が必要です。

ケース3　レシートの領収書は？

金額が５万円以上であれば、印紙が必要です。レジから発行されるレシートについても、一般に、売上代金の受取事実を証明する金銭の受取書に該当します。

ケース4　領収書と明細書を発行するときは？

飲食店などで、領収書の他に、明細書としてレシートを希望される顧客に、レシートも渡すことがあるようです。この場合、それぞれが金銭の受取事実を証明する書類になるため、５万円以上だと領収書とレシートの両方に印紙が必要になってしまいます。

この場合には、領収書だけに印紙を貼り、レシートの店名部分を切り取って、あくまで明細書として添付しましょう。

ケース5　Web上で発行する領収書は？

印紙税は、紙の文書に課税されるため、Web上で電子発行された領収書には印紙税はかかりません。

ケース6　金銭以外の方法で代金の決済を受け、領収書を発行するときは？

商品券や電子マネーで商品代金の支払いを受けた場合、金銭又は有価証券の受取書に該当しますので、印紙が必要です。

クレジットカード決済の場合は、信用取引による売買となるため、印紙は不要ですが、クレジットカードでの支払いであることを領収書に明記しておきましょう。

ケース7　会社が従業員に金銭を貸し付けた際、従業員の作成する受取書に印紙は必要か？

従業員は給与所得者であり、印紙税法上の「営業者」に当たらないため、従業員の作成

する受取書は「営業に関しないもの」として、印紙は不要です。

収入印紙の購入時の消費税に注意!

収入印紙を購入する場合、購入先によって消費税の処理が異なります。

郵便局、郵便切手類販売所や印紙売りさばき所（コンビニなど）で購入した場合は、消費税は非課税ですが、それ以外の場所（金券ショップなど）で購入した場合は、課税仕入れになります。

参考

領収書等の印紙税の基礎知識

領収書や、金銭又は有価証券の受取書は、印紙税額一覧表の第17号文書に該当し、印紙税が課税されます。受取書とは、金銭等を受け取った事実を証明するために作成し、その支払者に渡す証拠書類のことです。「領収書」「レシート」「受取書」「預り書」などの他、「代済」「了」「相済」と記入した請求書や納品書、「お買上票」なども該当します。

印紙税額は、売上代金か、売上代金以外かによって異なります。

❶売上代金の受取書

資産を譲渡したり、使用させることの対価をいい、例えば、商品の売上代金、事業用資産の売却代金、不動産の賃貸料、事務機器等のリース料などが該当します。

■売上代金の受取書の場合

記載金額	税額
5万円未満	非課税
5万円以上　100万円以下	200円
100万円超　200万円以下	400円
200万円超　300万円以下	600円
300万円超　500万円以下	1,000円
500万円超　1,000万円以下	2,000円

※記載金額が1,000万円超は、印紙税額一覧表で確認ください。

❷売上代金以外の受取書

本来的に売上代金に該当しないもの（保険金や借入金の受領、損害賠償金の受領など）と、印紙税法上、売上代金の範囲から除外しているもの（保険料、公社債の利子、有価証券の譲渡対価など）が該当します。印紙税額は、記載金額が5万円以上であれば一律200円です。

❸営業に関しない受取書（非課税）

印紙税における「営業」とは、旧商法における商人の範囲を意味しており、「法人」については配当ができるか否かという点を基本に「営業になるか、否か」を判断します。

【「営業者」から除かれるもの】

- 医師、歯科医師、弁護士、税理士・公認会計士などの行為
- 店舗などの設備がない農業、林業又は漁業を行っている者が自分の生産物を販売する行為
- 公益社団法人、公益財団法人の行為
- 一般社団法人、一般財団法人で定めにより利益の配当や分配ができないものの行為
- 人格のない社団で非営利事業に関して作成する受領書
- 個人で、事業を離れた私的日常生活に関するもの

コラム

外国人にもわかりやすく! 新たな地図記号

外国人観光客の増加や2020年の東京五輪に向けて、外国人が見ても戸惑わないように地図記号が見直されています。

「〒、Ⓗ、X」も外国人が見ると「誤解」「意味不明」に!

日本の地図記号を、外国人が見ると「〒(郵便局)」は「意味不明」、「Ⓗ(ホテル)」は「ヘリポート」、「X(交番)」は「進入禁止」など、誤解や戸惑いがあるそうです。

地図記号だけでなく、駅の乗り換え案内、トイレや非常口などで使われるピクトグラム(案内用図記号)や、地名等の英語表記(富士山:Fujisan→Mt.Fujiなど)も見直しが進められています。

コンビニやATMも新たに登場!

新しい地図記号は、外国人がよく訪れる施設を中心に、例えば、「〒」は、封筒をイメージした記号に変更されています。教会の「十」(十字架)は、墓地と混同されるおそれがあり、病院も「教会に見える」との理由で、十字架と建物とを組み合わせた図柄になりました。また、新たにレストラン、トイレ、コンビニ、ATMなども登場しました。

(国土地理院ホームページより)

項目	新しい記号	従来の記号	項目	新しい記号	従来の記号
郵便局			ホテル		
交番			レストラン		—
教会			トイレ		—
博物館／美術館			鉄道駅		—
病院			空港／飛行場		
銀行／ATM		—	コンビニエンスストア／スーパーマーケット		—
ショッピングセンター／百貨店		—			

【今月のことば】 **困難な挑戦ほど果実は大きい** 石村和彦(旭硝子会長)

旭硝子創業者・岩崎俊弥氏の言葉に「易きになじまず、難きにつく」がある。石村氏は、新工場の苦境の際、諦めず、困難にも果敢に挑戦する現場の技術者の姿に触れ、グループ内の技術者約4,000人の技術水準をデータベース化し、個々の技術をマッチングする仕組みを作る。その結果、ハンマーで叩いても割れないスマートフォン用ガラス、紫外線を99%カットする自動車用ガラス、厚さ0.05ミリの世界初のガラスなどが生み出される。

次の巡回監査は　月　日(　)　:　頃の予定です。 資料整理・準備をよろしくお願いします。